KAIZEN 啓源
www.kaizencpa.com
TRUST CAN ONLY BE EARNED

啓源会計士事務所株式会社
香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室
電話： +852 2341 1444
メール： info@kaizencpa.com

中国深セン
深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海
上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京
北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北
台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール
セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク
ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

香港の給与所得税（薪俸税）-介護老人福祉施設控除

納税者又はその配偶者が介護老人福祉施設（以下「施設」という）での両親、祖父母又は外祖父母の支出を支払う場合、当該支出に関する控除を申請できますが、以下の条件に該当する必要があります。

- 納税者又はその配偶者の両親/祖父母/外祖父母は、当該課税年度で 60 歳以上である必要があり、又は政府障害者手当計画（Government's Disability Allowance Scheme）により手当を申請する資格があること。
- 納税者又はその配偶者の両親/祖父母/外祖父母は、当該課税年度中に施設で在宅介護を受けていること。
- 当該支出は、施設又は施設に代わって費用を受領する者に支払われる必要があること。
- 当該支出の支払は、納税者又はその配偶者者によって当該課税年度内に行われる必要があること（個人又は組織による払い戻しを除く）。
- 施設は香港にあり、且つ香港で登記されたこと。
- 控除額には、看護の費用（宿泊費、食費、介護費、雑費）のみが含まれているが、入居者に代わって施設が支払う個人経費及び医療費が含まれていない。

誕生日の前後の日数を問わず、納税者又はその配偶者は両親、祖父母又は外祖父母が当該課税年度に 60 歳に達する限り、支払われた介護老人福祉施設の費用に対して控除を申請できます。

介護老人福祉施設控除の限度額は具体的に下表の通りです。

課税年度	限度額(香港ドル)
2013/14	76,000
2014/15～2015/16	80,000
2016/17～2017/18	92,000
2018/19 以降	100,000

複数の納税者が同一の両親、祖父母又は外祖父母の介護老人福祉施設の費用に対して控除を申請する場合、現行の規制により、控除が 1 人の申請者しか認められず、複数の申請者に適用されません。従って、それらの申請者は、当該課税年度に誰が介護老人福祉施設控除を申請するかについて合意する必要があります。合意に達することができない場合、申請者のいずれも当該控除を受けることができません。

介護老人福祉施設控除を申請しようとする場合、当該課税年度の個人所得税申告書のセクション 9.4 に記入することのみ必要です。納税者は当該課税年度の個人所得税申告書に申請しなかった場合、当該課税年度末から 6 年以内又は当該課税年度の年次納税通知書の発行後 6 ヶ月以内のいずれか遅い方に、当該変更の詳細及び関連する証明書類を書面で査定人（評税主任）に提出することができます。

データソース：香港税務署ウェブサイト

https://www.gov.hk/sc/residents/taxes/salaries/allowances/deductions/elderly.htm

https://www.ird.gov.hk/chs/faq/ctr.htm

参考資料：

「香港税務申告サービス」

https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/21.html

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール：info@kaizencpa.com,

固定電話：+852 2341 1444

携帯電話：+852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat：+852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト：www.kaizencpa.com